

東かがわ市重層的支援体制整備事業実施要綱を次のように定める。

令和7年 8月27日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市重層的支援体制整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の4第1項の規定に基づき、複雑化し、及び複合化した地域生活課題（法第4条第3項に規定する地域生活課題をいう。以下同じ。）の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、法第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、東かがわ市（以下「市」という。）とする。ただし、市長は、事業の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

2 市は、支援関係機関（法第4条第3項に規定する支援関係機関をいう。以下同じ。）と一体的に事業を実施するものとする。

(支援対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に住所を有する者であつて、地域生活課題に対する支援を必要としている者及びその者が属する世帯の世帯員（以下「支援対象者等」という。）とする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号に規定する事業をいう。）
- (2) 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号に規定する事業をいう。）
- (3) 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号に規定する事業をいう。）
- (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号に規定する事業をいう。）
- (5) 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号に規定する事業をいう。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、支援対象者の支援に関し市長が必要と認める事業

(相談支援包括化推進員)

第5条 市は、事業を円滑に行うため、相談支援包括化推進員を置くことができる。

2 相談支援包括化推進員の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 複合化・複雑化した支援ニーズを有する事例等のアセスメントに関すること。
- (2) 支援対象者の必要な支援を提供するための支援関係機関の役割分担並びに支援の目標及び方向性を整理した計画の作成に関すること。

(3) 支援関係機関との包括的な支援体制を整備し、円滑に相互の協力が行われ、地域生活課題の解決に資する支援に関すること。

(4) その他事業の円滑な実施に関すること。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。